**更新申請について**

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため、事業者が指定（開設許可）基準を遵守しているかを定期的に確認する指定（開設許可）の更新制（6年間）が導入されました。指定（開設許可）の更新を受けなければ指定（開設許可）の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなりますので、必ず有効期間満了日までに更新手続きを行ってください。

なお、本体施設開設許可時において、みなし指定された（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護については、本体施設の許可の更新をもって指定の更新があったものとみなします。

**１　更新制度の対象となる事業所及び介護保険施設**

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院（以下、指定居宅サービス事業者等という。）

※介護保険法第７１条、第７２条、第１１５条の１１及び介護保険法施行法第４条の規定により、指定があったものとみなされた事業所を除きます。

**２　手数料**

本市では令和２年４月１日から、指定(開設許可)の更新に係る申請について、手数料を徴収します。指定(開設許可)更新申請通知書とともに送付する納付書にて、あらかじめ吹田市収納代理金融機関で納付していただき、更新申請時には、領収証書の写しを提出してください。

**３　指定（開設許可）の有効期間**

指定（開設許可）日から６年を経過する日までとなります。なお、指定（開設許可）の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新の手続きを行わなければなりません。

（例）指定（開設許可）の有効期間満了日の具体例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定（開設許可）日 |  | 有効期間満了日 |
| 令和元年７月１日 | ⇒ | 令和　７年　６月３０日 |
| 令和 ６年 ４月１日 | ⇒ | 令和１２年　３.月３１日 |

**４　更新に必要な書類**

サービスの異なる事業所（施設）の更新を行う場合、申請書類はサービスごとに提出が必要です。ただし、居宅サービスと介護予防サービスの更新申請を同時に行うときは、書類は1部で結構です。（指定（開設許可）日が異なる場合は、それぞれの指定（開設許可）日ごとに作成してください。）

　**次のページへ続く**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **提出書類一覧** |
| **１** | **指定(許可)更新申請書（様式第一号（二））** |
| **２** | **指定(許可)に係る記載事項（付表）**※該当するサービスのもの。・短期入所療養介護、通所リハビリテーションのみなし指定を受けている場合は、当該サービスの付表も必要です。 |
| **３** | **誓約書（参考様式９【共通】）** |
| **４** | **従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（申請日の前月分の実績）**※通所リハビリテーションのみなし指定を受けている場合は、当該サービス分も必要です。 |
| **５** | **人員基準確認表（参考様式）**※該当するサービスのもの。・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設事業者は夜勤職員配置及び夜勤職員配置加算算定表も必要です。 |
| **６** | **更新指定(許可)書 返信用封筒(封筒サイズに応じた額の切手を貼付)**※指定(許可)書はＡ４サイズです。 |
| **７** | **審査手数料納付後の領収証書の写し** |
| **※８** | 【既にお届けいただいている内容から変更がある場合】**変更届及び添付書類**  |
| **※９** | 【同一所在地で行うサービス事業所の指定(開設許可)有効期限を合わせる場合】**申出書** |

**５　指定(許可)更新に伴う関係法令**

介護保険法第70条の２、第86条の２、第94条の２、第108条及び第115条の11

介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他、事業を行うについて遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。

**６　手続き方法**

更新の申請受付にあたっては、吹田市から更新についての案内文書を順次送付します。

案内に記載されている申請期日までに、必要書類を作成し、郵送にてご提出ください。